

内閣総理大臣 菅 義偉 様

**国際人権規約完全実施促進連絡会議**

国連 NGO 国内女性委員会  
婦人国際平和自由連盟日本支部  
日本汎太平洋東南アジア婦人協会  
公益社団法人 自由人権協会  
日本カトリック正義と平和協議会  
女性参政権を活かす会  
公益財団法人 日本YWCA  
日本キリスト教協議会  
加盟する上記の団体が賛同し提出いたします。

**日本学術会議会員の任命拒否に対する要望**

菅義偉内閣総理大臣は、第25期新規会員候補として日本学術会議が8月31日付けで推薦した105人のうちの6名を任命せず、その理由については、いまだ十分な説明をされていません。これは、日本学術会議の社会的使命を阻害し、「学問の自由」への侵害であるとともに、民主主義の根幹をも危機にさらしかねないものです。

日本学術会議では、2020年10月2日に開催された第181回総会において、菅首相に対し、第25期新規会員任命に関して推薦した会員候補者が任命されない理由の説明と、任命されていない会員候補者の速やかな任命を要望することを決議しました。また、すでに学術団体からだけでも500を超える同趣旨の要望や声明が公にされています。

しかし、現在開催中の国会の論議において、菅首相は人事の問題であるとして任命拒否についての具体的な説明を避けたまま、いまだに推薦された6名の任命を拒否しています。

日本も批准している社会権規約第13条では教育に対する権利を定めていますが、教育に対する権利は教員および生徒の学問の自治が伴うことで初めて享受できることから、「学問の自由」をも保障することが確認されています。

加藤内閣官房長官は、1983年5月の、参議院文教委員会での中曽根元首相の答弁によって、首相による新会員任命（日本学術会議法第7条）が「形式的任命」と示された日本政府解釈について、それは、「任命権者たる首相が推薦通りに任命しなければならないというわけではない」（10月7日記者会見）と、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と定める憲法第15条を引用しながら述べました。しかし、この憲法条項を根拠に首相の任命拒否を正当化してしまうなら、内閣が日本学術会議のメンバーを罷免する際には学術会議の同意が必要であると、明文的に罷免権を制御する日本学術会議法第25条は違憲立法という論理が成立してしまいます。憲法第73条第4項の、「内閣は」「法律の定める基準に従い、官吏に関する事務を掌理すること」との規定、および、日本学術会議法第1条の、「日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする」との規定は、首相や大臣が公務員を恣意的に任免することによって、日本学術会議の自治権を侵すことを許していません。そのことは去る11月4日の新聞報道でも明らかにされた通り、政府が1983年に、作成した内閣法制局の「法律案審議録」に収められた「日本学術会議関係想定問答」（国立公文書館所蔵）の中で、首相は「日本学術会議の職務に対し指揮監督権をもっていないと考える」と明確に記されています。

私たち国際人権規約完全実施促進連絡会議は、国際人権関係諸条約と、それを補足する選択議定書等の批准および完全実施を求めて半世紀近く活動している立場から、菅首相による今回の任命拒否が国際人権条約の社会権規約第13条、および日本国憲法第23条が保障する「学問の自由」への侵害であるとともに、この任命拒否についての納得のいく説明を放棄することは民主主義を危機にさらすものであることを憂慮し、以下を要望いたします。

1. 日本学術会議が推薦した6名を新会員として任命すること
2. 今回6名の任命を拒否した理由を明らかにすること

以上